

農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により農業委員会が定める区域

別 表

区域 番号	区域略称	区 域 名	募集人数
1	焼津 豊田 小川	鰯ヶ島、城之腰、北浜通、焼津、焼津1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、新屋、栄町1丁目～6丁目、塩津、焼津北、駅北1丁目～5丁目、大栄町1丁目～3丁目、中、中港1丁目～6丁目、大村新田、大村1丁目～3丁目、大、八楠、八楠1丁目～4丁目、大覚寺、大覚寺1丁目～3丁目、越後島 三ヶ名、五ヶ堀之内、小屋敷、西焼津、柳新屋、小柳津、小土、保福島 小川、小川新町1丁目～5丁目、東小川1丁目～8丁目、西小川1丁目～8丁目、南小川1丁目～2丁目、黒石1丁目～2丁目、与惣次、与惣次1丁目～2丁目、石津、石津1丁目～4丁目、石津向町、石津中町、石津港町	1人
2	東益津	策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、石脇下、小浜、野秋、花沢、吉津、高崎、中里、岡当目、浜当目、浜当目1丁目～4丁目	3人
3	大富	本中根、中根、中根新田、中新田、大住、三右衛門新田、治長請所、祢宜島、道原、三和、大島、大島新田、上小田、東祢宜島、東道原	3人
4	和田	惣右衛門、一色、田尻、田尻北、下小田、下小田中町、北新田、すみれ台2丁目、下小田上待ち	1人
5	吉永	中島、飯淵、利右衛門、吉永、高新田	1人
6	静浜	宗高、上小杉、藤守、下小杉	1人
7	相川	相川、西島、上泉、下江留、上新田	1人